

再生砂の埋め戻し材料への使用に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、再生砂を管路の埋め戻し材料として使用する場合に適用する。なお、本工事には、下記事業所にて製造される再生砂の使用を予定しているが、工事施工時に当事業所から再生砂の供給がない場合（第2条に示す基準を満足する再生砂の供給がない場合も含む）は、施工時期の調整等を監督員と協議のうえ、やむを得ない場合は使用材料を変更するものとする。

事業所名	住 所
有限会社 便利屋	今治市桜井甲 1099 番地
越智重機有限会社	今治市玉川町龍岡下字カジヤ丁 1 番地 1
藤岡建設株式会社	西条市周布 1758 番地 3

(再生砂の品質管理)

第2条 請負者は、以下の再生砂の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

(1) 再生細骨材 L

再生砂は JIS A 5023 に定める試験方法により再生細骨材 L の基準と同等以上のものとする。また、JIS A 5023 の基準は下表の通りである。

重金属等の含有量に関する基準

項 目	含有量基準
吸 水 率	13.0%以下
微粒分量	10.0%以下
塩化物量	0.04%以下
アルカリシリカ反応性試験	無 害

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通過するものの通過百分率 (%)						
	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
再生細骨材	100	85-100	65-100	45-90	25-65	10-35	2-15

(2) 六価クロム溶出試験

再生砂は、埋め戻し材料等で使用する場合、利用条件又は原材料の含有成分によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度が抽出されるおそれがある。そのため、「土壤汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に定める試験方法による溶出試験結果により下表の基準を満足しなければならない。また、溶出試験は各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。

六価クロムの溶出に関する基準

項 目	溶出基準
六価クロム	0.05mg/l 以下

(3) 品質諸元の確認

請負者は、下表に示す事項について使用する再生砂の品質諸元を確認しなければならない。

再生砂の品質諸元確認事項

番号	確 認 事 項
①	種 類
②	生産者
③	出荷年月日
④	質量又は容積
⑤	品質保証（各試験結果）